

母子家庭・父子家庭高等職業訓練促進給付金のご案内

就職に有利な資格取得を目指して養成機関で勉強する際に、生活の負担を減らすため一定期間について訓練給付金を、カリキュラム終了後に修了給付金を支給します。

※修業前に**事前相談**が必要です。

対象となる方

- 成田市にお住まいの方で次のすべての要件を満たしている方
 - ① 20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父等
 - ② 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準である方
※ただし、申請時点で児童扶養手当と同等の所得水準を超えてから1年以内の方も対象
 - ③ 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
 - ④ 過去に本給付金を受給していないこと（成田市以外での受給も含む）
 - ⑤ 高等職業訓練促進給付金等給付事業と趣旨を同じくする給付を受けていない方
（職業訓練受講給付金・訓練延長給付金・教育訓練支援給付金などは併給不可）

対象資格

看護師や保育士等の国家資格や特定の民間資格（すべての国家資格が対象になるわけではありません）

(例)	・看護師	・准看護師	・介護福祉士	・保育士	・理学療法士
	・美容師	・歯科衛生士	・社会福祉士	・保健師	・シスコシステムズ認定資格
	・理容師	・作業療法士	・製菓衛生師	・調理師	・LPI認定資格

- ① 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座を受講するもので訓練期間が6か月以上の資格
- ② 雇用保険制度の特定一般教育訓練給付の指定講座を受講するもので訓練期間が6か月以上の資格
- ③ 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講するもので訓練期間が6か月以上かつ情報関係の資格

【対象となる養成機関】

修業期間中に必要な単位を取得して修了することにより、対象資格を取得できるまたは対象資格試験を受験するための資格（受験資格）を取得できる機関が対象です。上記①～③の指定講座を実施する学校等も対象とします。

厚生労働省が指定した雇用保険制度の「**一般教育訓練講座**」「**特定一般教育訓練講座**」「**専門実践教育訓練講座**」の指定講座は教育訓練給付制度 [検索システム] で検索できます。

【検索先】 <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



給付金の種類・支給期間等

◆ 訓練促進給付金の支給を受けて准看護師養成機関を修了し、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、通算4年を超えない範囲で支給します。

◆ 修業を開始した時期によって、支給金額や期間、対象資格が異なる場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

給付金の種類	給付額		支給期間
	住民税非課税世帯	住民税課税世帯	
訓練促進給付金	月額100,000円	月額70,500円	修業期間中の全期間（上限4年）で給付が認められた月からの支給です。
	月額140,000円 修業期間の最後の12か月または修業期間6か月以上12か月以下の場合	月額110,500円 修業期間の最後の12か月または修業期間6か月以上12か月以下の場合	
修了支援給付金	50,000円	25,000円	